

11月の税務カレンダー

- ☆平成26年9月決算法人の確定申告
- ☆3月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・11月10日まで納付
- ☆所得税の予定納税額の納付・・・12月1日
- ☆個人事業税の納付(第2期分)・・・12月1日
- ☆所得税の予定納税額の減額申請・・・11月17日まで



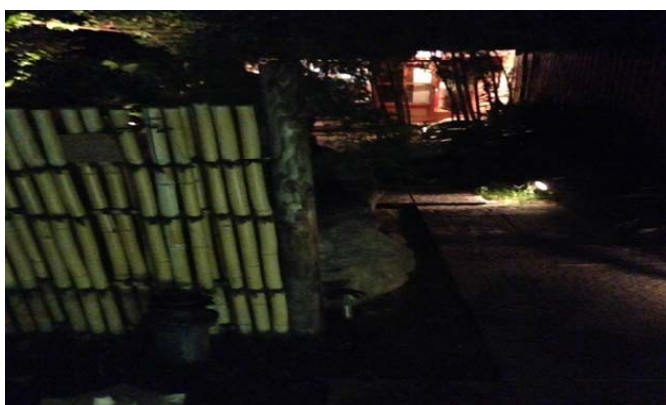
【税務耳より情報】

年末調整のご準備を！ 関東でも木枯らし1号が吹きました。早いもので今年も残り2か月となり、そろそろ平成26年分の年末調整の準備を始める時期になりました。埼玉県では、平成27年分より、住民税の特別徴収が完全義務化となり、県や各市町村から、事業者宛に「個人住民税の給与からの特別徴収を平成27年度には、徹底します。」とのPR用紙が届いているかと思います。この特別徴収制度は、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う者や給与の受給者数が2人以下で当面普通徴収が認められた者以外は、すべて平成27年の6月給与支給より、その従業員の住民税を徴収して、翌月10日までに各市町村に納付しなければなりません。所得税の納期の特例と同じように小規模事業者(従業員が10名未満)には、半期ごとの納付も認められています。詳細は、当事務所担当者にご連絡をください。

《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、酒蔵 はっかい さん(熊谷市本町2-125 電話 048-527-2941)。熊谷駅から歩いて7~8分の大人の隠れ家的居酒屋です。すべてにおいて気配りが行き届いています。お店の雰囲気、お料理、お酒、器、従業員の勤務態度、どれひとつとってもハイレベルです。お店は、エントランスからすでに異空間を演出し、お部屋も和の民芸タンスなどを置き、居心地の良い空間となっています。お料理も素晴らしいです。旬の素材を生かし、味付けは素材本来の美味しさを引き立てます。器も素晴らしい！

かなり混んでいますので、必ず予約をしてほうが、無難です。当事務所では、すでに年末の忘年会を申し込んでいます！



《社労士法人よりお知らせ》

年次有給休暇について

年次有給休暇は、労働者の心身のリフレッシュや自己啓発などを図れるように、賃金の支払を受けながら休暇をとることができる制度です。

有給休暇の権利は、入社してから6か月経過後、所定労働日数の8割以上出勤している場合、発生します。正社員だけでなくパート・アルバイトであっても6ヶ月継続していれば権利が発生します。

基本は日単位ですが、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、日単位の阻害とならない範囲で、半日単位で与えることも可能です。時間単位の場合は労使協定の締結が必要です。

就業規則の多くは、「有給休暇の申請は〇日前までに。」となっています。病欠や遅刻早退など事後のものに対し、有給休暇の消化にあてられる企業もありますが、労働者の同意が必要となりますので注意して下さい。

有給休暇については、労使協定で定めれば「計画的付与」が可能です。詳細について知りたい方、他にもこんな場合はどうか等ありましたら、当事務所まで連絡ください。

【職員紹介】 熊谷事務所 税理士 菅 美子

- ☆誕生日 3月17日(うお座) ☆血液型 B型
- ☆趣味 ヨガ、旅行 ☆性格 けっこう前向き、細かいことは気にしない

運動不足解消のため、週末にホットヨガに通い始めました。温泉も大好きですが、最近は冒険心がくすぐられる海外旅行にハマっています。憧れの地は、南米・アフリカです♪

この10月に税理士登録をしました。まだまだひよっこですが、お客さまや事務所の人々に頼りにされる税理士になれるように頑張ります。よろしく願い致します。